

社会福祉法の一部改正について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）が令和 2 年 6 月 12 日に公布されました。これに伴い、令和 3 年 4 月 1 日から改正社会福祉法が施行されます（附則に記載のあるものを除く）。

1 改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設等が行われたものです。

2 改正社会福祉法の内容

(1) 地域福祉の推進に関する事項

これまで、地域福祉の推進は地域住民が主体となって行うものとされていましたが、今回の改正で「地域住民が主体である」ことが明示されました。

改正社会福祉法 抜粋
（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(2) 地域福祉計画に関する事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されました。

社会福祉法 抜粋	改正社会福祉法 抜粋
（市町村地域福祉計画） 第 107 条 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項	（市町村地域福祉計画） 第 107 条 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(3) 重層的支援体制整備事業に関する事項

令和元年 12 月に公表された「地域共生社会推進検討会における最終とりまとめ」で示された方向性をもとに新設されました。

本人・世帯が有する複合的な課題（8050 世帯や、ごみ屋敷など）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業（「Ⅰ 相談支援」「Ⅱ 参加支援」「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行うもの）を実施することができる旨が示されました。